

新たな関連意匠制度の検討

鈴木康平（筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程）

Studies on the New Related Design System

Kobei Suzuki

Doctoral Program, Graduate School of Library, Information and Media Studies, University of Tsukuba

【要旨】 令和元年改正により関連意匠制度は大きく拡充された。本稿では、関連意匠制度の沿革を概観した後、新たな関連意匠制度の各条文の解釈を検討するとともに、意匠制度に及ぼす影響を検討した。新しい関連意匠制度の解釈については、概ね立法担当者による解釈、特許庁による運用に問題ないと思われるものの、10条4項の「関連意匠にのみ」の解釈の厳格化や、10条8項の適用除外の例外に基礎意匠の意匠権の消滅等を含むことを条文中明確にする改正が必要ではないかと考えられる。また、意匠制度に及ぼす影響として、①出願人が自己の先願意匠と非類似であることを主張することが少なくなることに起因する類似範囲の実質的拡大、②関連意匠制度と足並みをそろえた新規性喪失の例外規定の拡張可能性、③審査官等のミスによる無効理由を解消するために、本意匠の表示を追加することを認める訂正審判制度の導入可能性を検討した。

【キーワード】 意匠法 関連意匠制度

【受領日】 2021年6月11日 【採択日】 2021年9月8日

【Abstract】 With the 2019 revision of the Design Act, the related design system has been greatly expanded. In this paper, I first reviewed the history of the related design system. Second, I examined the interpretation of each article of the new related design system. Although the interpretation of the system by the legislators and the operation by the JPO seems to be generally satisfactory, the interpretation of “only for related designs” in Article 10(4) needs to be tightened and Article 10(8) needs to be revised to clarify that the exceptions to the exemption include the extinguishment of the design right of a principal design. Finally, I examined the following three points as the impact on the Design Act. (1) substantial expansion of the scope of similarity due to the fact that the applicant will be less likely to claim that the design is dissimilar to the applicant’s earlier design; (2) possible expansion of the exception to lack of novelty in line with the related design system; and (3) possibility of introducing a trial for correction system that allows the applicant to add an indication of a principal design in order to eliminate the reason for invalidation due to an examiner’s error.

【Keywords】 Design Act Related Design System

【Date of receipt】 June 11, 2021 【Date of approval】 September 8, 2021

1. はじめに

令和元年（2019年）改正意匠法（令和元年法律第3号）は、画像や建築物、内装といった保護対象の拡充、創作非容易性要件の拡充、関連意匠制度の拡充、存続期間の変更、間接侵害規定の拡充など、

多くの改正項目を含む大改正であった。特に保護対象の拡充については、意匠の対象は従来物品であることが求められていたところ、物品以外にまで広げるというこれまでの意匠法の概念を変更するものであり、各種報道や学説においても保護対象の拡充が主に取り上げられている¹。しかし、関連意匠制度の拡充についても、保護対象の拡充に劣らず実務上

影響が大きいものではないかと考える。法改正前の統計ではあるが、画像意匠の出願件数は出願全体の約3%（約1000件）であるところ²、関連意匠は、ここ10年ほどは出願全体の約12%～15%（約4000～4500件）を占めており³、関連意匠制度は画像意匠に限らず、あらゆる意匠に対して利用可能であることから、関連意匠制度の拡充が及ぼす影響は大きい。加えて、関連意匠の出願可能期間が大幅に延長されたことから、これまで出願可能期間の関係で拒絶されることとなるために出願されていなかった意匠についても関連意匠制度が利用されることが予想される。

しかしながら、関連意匠制度については、改正前の制度についてもこれまでほとんど議論がなされていない。令和元年改正法の下での制度についても、全体の解説や審査基準の概説⁴を超えて、関連意匠制度に焦点を当てて詳細に検討するものはそれほど見られず⁵、実務上重要な制度の改正であるにもかかわらず、分析が進んでいないように思われる。

そこで、本稿では、令和元年改正法における関連意匠制度について、関連意匠制度の前身である類似意匠制度を含めたこれまでの関連意匠制度の改正経緯を概観した後、各条項の解釈を検討した上で、新たな関連意匠制度が意匠法制全体にもたらす影響、具体的には、類似範囲の事実上の拡大、新規性喪失の例外規定の拡充の可能性、意匠登録後の関連意匠への訂正（本意匠の表示を追加する訂正）を認める訂正審判制度を設ける必要性について検討する。

2. 関連意匠制度の沿革

関連意匠は、平成10年（1998年）にそれまでの類似意匠制度を廃して新たに設けられた制度であり、平成18年（2006年）にも改正が行われている。以下、類似意匠制度、平成10年関連意匠制度、平成18年関連意匠制度を概観した後、令和元年改正法における関連意匠制度改正の経緯と趣旨を概観する。

2.1. 昭和34年類似意匠制度の概要

類似意匠制度は、明治32年（1899年）意匠法に

において、新規性の例外規定という形で設けられた。ただし、明治21年（1888年）意匠条例下でも、公知になる以前であれば、出願した意匠に類似する意匠が自己の出願したものである場合には拒絶されなかったとされており⁶、関連意匠制度の素地は実質的には明治21年意匠条例下からあったと言えよう。その後、現行法である昭和34年（1959年）意匠法（昭和34年法律第125号）の制定時に、独立した条文として旧10条に類似意匠制度が設けられた⁷。本稿では、昭和34年法における類似意匠制度について、以下に簡単に制度の概要と、関連意匠制度創設に繋がった類似意匠制度の解釈の対立を紹介する⁸。

類似意匠制度は、旧10条1項で「意匠権者は、自己の登録意匠にのみ類似する意匠（以下、「類似意匠」という。）について類似意匠の意匠登録を受けることができる」とし、旧10条2項で「前項の規定により意匠登録を受けた類似意匠にのみ類似する意匠については、同項の規定は、適用しない」と規定した上で、旧22条において、「類似意匠の意匠権は、その類似意匠が類似する最先に意匠登録（類似意匠の意匠登録を除く。）を受けた意匠（以下「本意匠」という。）の意匠権と合体する」と規定していた。

類似意匠制度の解釈について、確認説と拡張説の2つの学説があった。確認説では、類似意匠制度の目的は本意匠の類似範囲を確認するものであるとして、類似意匠の判断基準日は本意匠の出願日であると解し、本意匠の出願後に本意匠又は公知となった本意匠に類似する自他の意匠について拒絶引例としないものと主張されていた⁹。一方、拡張説では、類似意匠制度の目的は本意匠の保護範囲を拡張して保護を強化するものであるとし、類似意匠の判断基準日は本意匠の出願日ではなく、類似意匠の出願日と解し、「自己の登録意匠にのみ」の解釈について、あくまで拒絶引例とならないのは自己の登録意匠と実質同一の自己意匠のみを指し、他人の意匠等（自己の類似意匠については拡張説の中でも拒絶引例とするか見解が分かれていたようである）は拒絶引例になるものと主張されていた¹⁰。

確認説と拡張説の対立について、侵害訴訟では、類似意匠は単に本意匠の類似範囲を確認するための

ものであると解するものがほとんどであり、確認説的な立場を採っていた¹¹。一方で、特許庁の審査実務では、平成10年（1998年）に関連意匠制度が創設される前の審査基準において「自己の登録意匠にのみ類似する意匠とは、自己の登録意匠に類似する意匠であって、その出願の日に先行する意匠（他人の先願意匠、他人の登録意匠、他人の公知意匠などをいう）に類似しないものをいう。」¹²「ただし、自己の登録意匠と同一と認められる自己の公知意匠は、先行する意匠とみなさない」として¹²、拡張説の立場を採り、本意匠と実質同一の自己の意匠以外は拒絶引例とする運用が行われていた。

そのような裁判実務と審査実務に乖離がみられる中、平成7年（1995年）に類似意匠に関する最高裁判決が出された。最高裁は、「類似意匠の意匠登録出願に係る意匠が先願意匠と類似する場合には、…、先願意匠が本意匠に類似するかどうかにかかわらず、右類似意匠の意匠登録出願は、意匠法九条一項により拒絶されるべきものと解するのが相当である」と判示し¹³、類似意匠の出願前に他人の先願意匠が存在する場合、本意匠に類似していたとしても拒絶引例となるとして、この点については拡張説的な判断を示した。ただし、最高裁は類似意匠に独自効力を認めるか否かについては何ら言及しなかった。そのため、下級審の侵害訴訟では確認説の立場を採っていたが、最高裁判決により、類似意匠の出願前に他人の意匠が存在する場合には本意匠の類似範囲を確認することができなくなっていた。

以上のような確認説と拡張説の学説上の対立、裁判所と特許庁の実務の対立、裁判例での混乱があったことから、平成10年（1998年）に類似意匠制度は廃止され、新たに関連意匠制度が設けられることとなった。

2.2. 平成10年関連意匠制度の概要

平成10年（1998年）改正法（平成10年法律第51号）において、類似意匠制度は廃止され、関連意匠制度（以下、「H10関連意匠制度」という。）が新たに設けられた。H10関連意匠制度は、「デザイン開発の過程で、一つのデザイン・コンセプトから創作されたバリエーションの意匠については、同日

に同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とする」ものと説明されており¹⁴、類似意匠制度で問題となっていた類似する意匠の意匠権の効力について明確化した上で、類似意匠制度では本意匠が存続する限り認められていた類似する意匠の出願を、本意匠と同日のものに限定した。H10関連意匠制度の概要は、①本意匠に類似する意匠は、同一出願人の同日出願の場合に限り関連意匠として登録することができる、②関連意匠にのみ類似する意匠は登録することができない、③関連意匠の意匠権は本意匠の意匠権の存続期間満了に伴い消滅する、④本意匠と関連意匠とは分離して移転することはできず、専用実施権も同一の者に同時に設定して維持しなければならない、というものである。

上記②の関連意匠にのみ類似する意匠は登録できない理由は、類似の無限連鎖を回避するためとされており、無限連鎖の弊害については、「類似する意匠が複数であるとき類似の連鎖が生じ、その連鎖の両端にある意匠同士が非類似であるにも関わらず権利期間と分離移転の制限を受けるという弊害が生じる場合がある」とされている¹⁵。

上記③の関連意匠の意匠権の存続期間が本意匠を基準とされることについては、権利の重複部分について実質的な延長が存続しないようにするための制限であるが、関連意匠も独自の創作価値を有する（独自の意匠権を有する）ことから、本意匠の意匠権が存続期間満了以外の理由で消滅した場合には、関連意匠の意匠権は存続するものとされている¹⁶。

上記④の分離移転等の禁止についても、権利の重複部分についての調整である¹⁷。

2.3. 平成18年関連意匠制度の概要

H10関連意匠制度は同日出願の場合のみ、関連意匠の登録を認めていたが、「近年のデザイン重視の商品開発においては、開発当初からすべてのバリエーションを創作する場合に限らず、当初製品投入後に需要動向を見ながら追加的にデザイン・バリエーションを開発する等、デザイン戦略がより機動化・多様化しつつあり、「同日出願のみ認める制

度下にあっても、市場投入が予測されるデザイン・バリエーションのすべてについての図面等を当初出願時に準備しなければならず、当初の実施製品に係る意匠から先行して出願するなどの柔軟な出願方法に対応できないとの指摘があった」として、同日出願の要件を改める必要があるとされた¹⁸。

そこで、平成 18 年（2006 年）改正法（平成 18 年法律第 55 号）における関連意匠制度（以下、「H18 関連意匠制度」という。）では、関連意匠の出願可能期間を本意匠の公報発行前までに延長した。公報発行後の関連意匠の出願を認めないこととした理由は、「本意匠が公報発行によって公知となった後も、長期にわたる関連意匠の後日出願を認めることとすると、関連意匠が出願されるまでの期間中に、類似する他人の出願意匠や公知意匠が介在して後日出願に係る関連意匠との間で抵触する可能性が高まり、第三者の監視負担の増加や権利抵触による紛争の増加が懸念される」とされている¹⁹。

また、出願可能期間の延長に伴い、H18 関連意匠制度では、本意匠が秘密意匠の場合には、出願可能期間は最初に公開される公報（願書や図面等が公開されない公報）の発行前までとすること、本意匠及びその関連意匠のうちの一部の意匠権に専用実施権が設定されていた場合には関連意匠登録を認めないこと、関連意匠同士について 9 条 1 項が適用されないことが規定された。

2.4. 令和元年関連意匠制度の改正経緯

令和元年（2019 年）改正法における関連意匠制度（以下、特に断りがない場合は、「関連意匠制度」というときは令和元年改正法を指すが、「R1 関連意匠制度」「新たな関連意匠制度」などと表現する場合もある。）の拡充は、2017 年 7 月から 2018 年 5 月まで全 11 回、経済産業省と特許庁により合同開催された「産業競争力とデザインを考える研究会」の報告書「『デザイン経営』宣言」²⁰が始まりである。研究会は非公開で行われたため、研究会で具体的にどのような検討が行われたのかは明らかではないが、「『デザイン経営』宣言」には別紙として「産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方」²¹（以下、「別紙」という。）があり、関連意匠に関す

る記載として、「ブランド形成に資するデザインの保護」というタイトルの下、個々の製品について個別にデザイン開発が行われていたが、一貫したデザインコンセプトに基づいて創作を行う手法に移行しつつあることを指摘し、「関連意匠は本意匠の意匠公報の発行日前までしか登録をすることができず、デザインコンセプトの保護のためには不十分ではないかとの意見もある」として、「一貫したデザインコンセプトによって創作された後発のデザインについて、最初に出願されたデザインが公開された後であっても意匠登録をすることができるよう、諸外国に先駆けて検討を行うてはどうか」という検討の方向性が示されている²²。

別紙で示された意匠法の改正項目について、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において、2018 年 8 月から 2018 年 12 月にかけて検討が行われ、2019 年 2 月に報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」（以下、「小委報告書」という。）が公表された²³。小委報告書では、「関連意匠制度の拡充」と題して、H18 関連意匠制度での出願可能期間では、同一コンセプトに基づき長期間にわたってモデルチェンジを継続的に行うデザインを十分に保護できないこと、関連意匠にのみ類似する意匠の登録が認められておらず、製品等のデザインに少しずつ改良を加えていく開発手法に対応できないことが挙げられている。そのような状況を踏まえて、一貫したデザインコンセプトに基づくデザインを保護するため、関連意匠を拡充すべきとし、「関連意匠の出願可能期間の延長」と「関連意匠にのみ類似する意匠の登録」を提案している²⁴。

審議会での議論を踏まえて意匠法改正案が作成され、意匠法改正案を含む「特許法等の一部を改正する法律案」が 2019 年 3 月 1 日に閣議決定、第 198 回通常国会に提出され、同年 5 月 10 日に成立、同年 5 月 17 日に公布された²⁵。令和元年改正意匠法は施行が 2 段階に分かれているが、関連意匠制度は 2020 年 4 月 1 日から施行されている²⁶。

3. 新たな関連意匠制度の解釈

本章では、令和元年改正で成立した新たな関連意

匠制度について、各条文の解釈を検討する。

3.1. 10条1項

10条1項は、本意匠と関連意匠の定義、関連意匠の出願可能期間、本意匠と関連意匠との関係における先願規定の例外、本意匠として認められない場合について定めるものである。

3.1.1. 本意匠と関連意匠の定義

まず、10条1項は、本意匠を「自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠」と定義し、関連意匠を「〔本意匠〕に類似する意匠」（〔 〕内筆者補足。以下同様。）と定義する。この点は従来の関連意匠制度と変わるところはない。

ただし、R1 関連意匠制度においては、関連意匠も本意匠となり得ることから、最初に本意匠として選択された一の意匠は「基礎意匠」として、10条7項において新たな概念として定義されている。以下、「基礎意匠」と「本意匠」を区別して用いる。

3.1.2. 関連意匠の出願可能期間

関連意匠の出願可能期間として、本意匠の意匠登録出願の日以後かつ基礎意匠の出願から10年を経過する日前と規定している。なお、令和元年改正法の附則では、本意匠を改正法施行後に限る規定は設けられていないため、改正前に出願あるいは登録された意匠もR1 関連意匠制度の本意匠とすることが可能である。

出願可能期間について、その起算日は改正前後で変わらないが、改正前は本意匠の公報発行の日まで（平均約8か月²⁷⁾だったところ、大幅に延長された。出願日から10年まで認めることについては、小委報告書において「企業のニーズ等も踏まえつつ」と説明されており²⁸⁾、小委報告書案に対するパブリック・コメントへの回答では、「関連意匠の出願可能時期については、様々なご要望や一貫したデザインコンセプトに基づいた実際の製品開発事例における開発期間等を考慮し、10年とすることが適当であると考えます」とあるものの²⁹⁾、10年とした特段の根拠は示されていない。

この点について、ハーグ協定ジュネーブ改正協定における保護の存続期間が15年であること（協定

17条(3))から、出願可能期間を基礎意匠の出願日から10年までとすることで、関連意匠の存続期間は15年以上となるため、協定に反することがないようにしたとも考えられる³⁰⁾。しかし、R1 関連意匠制度は日本独自の制度であり、本来は他国であれば登録がそもそも認められない意匠を保護するものであることから、関連意匠の存続期間が15年未満となったとしても、協定違反とはならないと考えられる。また、仮に関連意匠の存続期間についても協定等を遵守しなければならないと解すると、令和元年改正前の2019年2月に発効した日EU経済連携協定14.31条7項には、「各締約国は、意匠についての保護の合計期間を少なくとも二十年とすることを確保する」とあり、令和元年改正前の関連意匠の保護期間は本意匠の設定登録の日から20年であることから、本意匠と関連意匠の設定登録の日が1日でも異なれば関連意匠の保護期間は20年未満となってしまう、本意匠と同日に設定登録された関連意匠以外の関連意匠は、日EU経済連携協定に違反することになりかねない。しかし、そのような議論が行われた経緯は見当たらず、この点については問題なく日EU経済連携協定が締結されているようである³¹⁾。したがって、関連意匠の意匠権の存続期間は、協定で15年の存続期間が求められる通常の意匠権とは異なる性質のものであると解するのが妥当であろう³²⁾。

あるいは、関連意匠は本意匠と権利範囲が一部重複するものであり、当該重複部分については、実質的に本意匠の存続期間が適用されていることから、意匠権全体ではないものの、一部は協定等が要請する存続期間を満たしているという主張も、H18 関連意匠制度までであればできたかもしれない。しかし、R1 関連意匠制度では、後述するように関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録も認められることから、存続期間の基準となる基礎意匠Aと全く類似しない関連意匠Zも、基礎意匠Aと関連意匠Zとの間にある関連意匠B、C、D、…に連鎖して登録される場合があり、その場合、関連意匠Zの存続期間は基礎意匠Aの出願日から起算される。そうすると、前述した基礎意匠と権利範囲が重複する部分について、実質的に基礎意匠の存続期間が適用さ

れているという主張は成り立たない。

以上から、協定等との関係については、関連意匠は他国で本来保護されない意匠も一定の条件下で特別に保護するものであることから、通常の登録意匠を想定した協定等の存続期間の要請の対象とはならないと解することが適当であろう。

では、協定等を考慮せずに済む場合に、基礎意匠の出願から10年という期間は妥当なのか。例えば、グッドデザイン賞を手がける公益財団法人日本デザイン振興会が運営するロングライフデザイン賞は、「長年にわたり作り手と使い手、社会との対話の中で醸成され、暮らしや社会の礎となり、未来においてもその役割を担い続けてほしいデザイン、時代と共に変化する価値観を超えて、スタンダードであり続ける力を持ったデザインを顕彰する賞」であり、「10年以上継続的に提供され、またそれ以降も継続して提供されると想定できるものを対象」とするものとしている³³。ロングライフデザイン賞からは、10年という期間はデザインが社会に定着するか否かの目安とも読み取ることができる。デザインが社会に浸透するまでは類似する一連の意匠群を保護することで、関連意匠制度の改正の目的であるデザインコンセプトのさらなる保護を図るものであると考え、10年という期間を正当化できるかもしれないが、明確な根拠は見出しがたく、やはり出願可能期間は最終的には政策判断で決められる性質のものであろう。

なお、出願可能期間を10年に限定する必要はないと述べるものもあり³⁴、協定等の制約がないのであれば、基礎意匠の意匠権が存続している間、関連意匠の出願を認めることも考えられる。しかし、関連意匠制度は、本来は先願等の規定により登録できない意匠について、自己の意匠と類似することから例外的に保護する制度である。新規性や先願等の登録要件が設けられている趣旨は各規定で異なるものの、いずれも新たな意匠を創出することを促すための要件であると考えられる。関連意匠制度は、自己の意匠に類似するものについては、他者の意匠であれば本来権利が与えられない意匠についても、最初に当該意匠を創作したことを尊重して、特別に絶対的独占権の付与を認めるものであると解される。関

連意匠の出願可能期間を延ばすと、過去の自己の意匠に少し創作を加えたものであっても意匠権が認められることから、新規性要件を満たす意匠を創作するインセンティブが失われる懸念がある。一方で、意匠法の最終目的が「産業の発達に寄与」することであることからすると、新規性要件を満たす意匠が創作されないとしても、ある優れたデザインコンセプトが長期間にわたって保護されることのほうが新たな意匠が創作されるよりも産業の発達に資するといえるのであれば、新たな意匠を創作するインセンティブが失われるとしても関連意匠の出願可能期間を延ばすことは正当化され得る。出願可能期間を延ばす（あるいは短縮する）ことを検討する場合には、このような影響を十分に検討する必要がある。また、H18 関連意匠制度で出願可能期間が延長された際に本意匠の公報発行日より延長しなかった理由として挙げられていた第三者の監視負担の増加や権利抵触による紛争の増加についても、R1 関連意匠制度の下で実際にそのような増加が見られたかを調査し、検討することが必要だろう³⁵。

3.1.3. 先願の適用除外

前記の要件を満たした関連意匠は、本意匠との関係において9条が適用されないことが定められている。これはH18 関連意匠制度から変わりはない。

なお、出願可能期間が基礎意匠の出願から10年となったことに伴い、必然的に基礎意匠の意匠公報の発行後に関連意匠が出願される場合も想定されることから新規性等の適用除外規定も必要となるが、10条1項では新規性等の適用除外については何ら規定されておらず、あくまで先願関係についてのみに規定している。新規性等の適用除外については10条2項に規定されている。

3.1.4. 本意匠として認められない場合

10条1項には、ただし書として、本意匠が、①登録料の未納により消滅、②無効審決の確定、③放棄のいずれかに該当する場合は、本意匠として認められないことが規定されている。

ただし書の趣旨は、一度消滅等した本意匠と類似する意匠の登録を認めると、パブリック・ドメインとなった意匠が復活することとなり、第三者に不利益を与えるためであると説明される³⁶。

また、ただし書でいう「本意匠」は、「基礎意匠」に限定されるものではないため（詳細は後述の10条5項の検討を参照）、基礎意匠Aが消滅等していたとしても、基礎意匠Aに類似する関連意匠Bが消滅等していなければ、関連意匠Bを本意匠とした関連意匠Cの出願は可能である。また、「関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が」（下線強調筆者）とあることから、関連意匠の意匠権の設定登録に際しては、本意匠が必ず先に登録されていることが必要である。これらの点について、H18関連意匠制度では条文上明確ではなく、改正法対応前の方式審査便覧では、本意匠が登録料未納で出願却下になった場合は関連意匠の設定登録が認められていないとされていた³⁷。本意匠が必ず先に登録されていることが運用上求められていたものの、一度本意匠が設定登録されていれば、関連意匠の設定登録時に本意匠の意匠権が存続していなくとも関連意匠の設定登録が可能であった³⁸。R1関連意匠制度はこれらの点について、関連意匠の設定登録が認められる要件を明確化したと言える。

3.2. 10条2項

10条2項は、令和元年改正法で新たに設けられた規定であり、本意匠と同一又は類似の「自己の意匠」について、新規性及び創作非容易性（以下、まとめて「新規性等」という。）の適用除外を認めるものである³⁹。

3.2.1. 自己の意匠

新規性等の適用除外の対象となるものは、3条1項1号又は2号に該当するに至った自己の意匠のうち、本意匠と同一又は類似のものとされている。「自己の意匠」について、逐条解説では、「意匠公報や特許公報等の発行や、自己が製造、販売等した実施品によって公知となった自己の意匠を指す」⁴⁰とされており、立法担当者解説では、10条2項は「公報発行によって公知となった本意匠や、出願後に製造、販売等された実施品は新規性及び創作非容易性の要件の判断において公知意匠となるに至らなかったものとみなす」ものであると解説されている⁴¹。また、審査基準では、「関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける

権利を有している意匠をいう。他人が意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠を含まない」とされている⁴²。

これらの定義から、自己の意匠には公報が含まれることは明白であり、新規性喪失の例外規定である4条よりも対象が広がっている⁴³。これは、仮に公報を10条2項の対象外としてしまうと、公報発行後は関連意匠の登録ができなくなり、出願可能期間を出願日から10年に延ばした意味がなくなってしまうためである。

ただし、公報上に示された意匠が10条2項の対象となる自己の意匠に該当するかについては、同項は自己の意匠が「本意匠と同一又は類似」することを要求しており、意匠法において同一又は類似にあたるには、用途及び機能や物品等の同一又は類似が求められるため、例えば特許公報等に図面に表された意匠が、当該公報から用途及び機能や物品等が不明である場合、自己の意匠に該当せず、創作非容易性の判断材料となる可能性があることや、形状等が類似し、物品等が非類似である場合（例として、「乗用自動車」の意匠登録出願後に、類似する形状等の「おもちゃ」が出願され、公開された場合が挙げられている）に、本意匠とは非類似となることから、創作非容易性の判断材料となる可能性があることが指摘されている⁴⁴。

この点については指摘の通りであり、制度趣旨から考えると、上記のような場合には新規性等の適用除外を認めてもよいと考えられる。ただ、そのために類似の判断手法を従来から変更すること、特に形状等は類似するが物品が明らかに非類似の場合にまで類似の範囲を広げることは、意匠法体系に及ぼす影響が極めて大きくなることから、慎重な検討が必要である。当面は、上記のような場合には、4条の規定を用いて1年以内に関連意匠を出願して対応することが求められる。この点、審査基準は、「自己の意匠」には、新規性喪失の例外の規定が適用されているものも含まれるとされている⁴⁵。新規性喪失の例外規定が適用される意匠には、4条の文言上、本意匠に同一又は類似の自己の意匠だけでなく、本意匠に類似しない自己の意匠まで含まれることになる。そのため、10条2項の文言を厳格に解釈する

のであれば、審査基準の解釈は10条2項を拡大解釈しているものと言えるが、本意匠に類似はしないものの、拒絶引例となり得る自己の意匠を新規性等の適用除外の対象に含めるためにはやむを得ないだろう⁴⁶。

複数が関与する場合や他人に模倣された場合等の自己の意匠の解釈については、詳細に検討するものが既にあることから、そちらを参照されたい⁴⁷。

3.2.2. 新規性等の適用除外

関連意匠の出願については、本意匠に同一又は類似の自己の意匠は3条1項又は2項の拒絶引例とならないことが規定されている。出願可能期間が本意匠の出願日から10年となったことから、本意匠の公報発行や意匠の実施により公知となった場合、従来の関連意匠制度は新規性等の例外を規定していなかったため、そのままでは自己の意匠により関連意匠出願が拒絶されることになり、出願可能期間を延ばした趣旨が没却されることになる。そのため、10条2項を設けることにより、それら自己の意匠は拒絶引例とならないこととし、長期に亘る関連意匠の登録が可能となった⁴⁸。

新規性等の適用除外が適用されるのは本意匠に類似する自己の意匠のみであるから、関連意匠が第三者による意匠に類似している場合や、本意匠に類似しない自己の意匠に類似する場合は意匠登録を受けることができない⁴⁹。関連意匠制度は本意匠の類似範囲を確認する制度ではなく、通常の意匠権と同様の効果が与えられるのであるから、第三者による意匠が存在する場合にまで登録を認めないのは当然である。

また、本意匠に類似しない自己の意匠にまで新規性等の適用除外を認めると、基礎意匠の出願から10年の出願可能期間が確保されていること、関連意匠にのみ類似する意匠も登録可能となったことから、関連意匠を連鎖的に登録していき、例えば5年前に公開した自己の意匠の登録も可能になってしまう。そうすると、4条による新規性喪失の例外が公開から1年以内に限られていることに比して、関連意匠の出願人を優遇しすぎることとなり、また、第三者の権利の監視負担が著しく増加することとなる。したがって、本意匠に類似する自己の意匠とい

う要件を課すことで、そのような過去の自己の意匠に向かって関連意匠を連鎖させることで、不意打ち的に権利を取得することを防止するものと解される。

3.3. 10条3項

10条3項は、3条の2の適用除外を定めるものであり、3条の2ただし書括弧書きを読み替える規定である。

3.3.1. 3条の2ただし書括弧書きの趣旨

3条の2は、先願の一部と同一又は類似する意匠について意匠登録を受けることができないとしているが、ただし書において、先願の出願人と意匠登録出願の出願人とが同一の者であって、先願の公報発行日前に出願がなされた場合には例外的に適用除外となっている。

ただし、この適用除外にはさらに例外がある。先願が秘密意匠の場合、最初に願書や図面等が掲載されない公報が発行され、秘密の期間が経過後、最初の公報で秘密とされたものを掲載した、いわゆる秘密解除公報が発行される。しかし、3条の2に言う「公報」は、最初の公報を指すとして、最初の公報発行日より後の自己の出願には3条の2ただし書による適用除外は適用されないこととなっていた。これは、仮に秘密意匠の場合に秘密解除公報の発行まで適用除外を認めると、長期に亘る出願が可能となり、実質的に権利期間の延長に繋がる懸念があったこと、秘密意匠は第三者に対する公示性を有しないことから、他人の出願意匠や公知意匠との間で権利関係が抵触する蓋然性が高まることが懸念されたことによるものである⁵⁰。

3.3.2. 3条の2のただし書き括弧書き内の読み替え

R1 関連意匠制度では、基礎意匠の出願日から10年出願可能であるが、権利期間は基礎意匠の出願日から25年であり、実質的に権利期間が延長されるおそれがないこと、また、10条では先願や新規性等の適用除外を定めているが、3条の2についての適用除外を定めないと、秘密意匠の最初の公報発行から秘密解除公報発行の期間に出願された場合のみ、3条の2が適用され、拒絶となる恐れがあった。そこで、10条3項において3条の2を読み替える

ことで対応することとした⁵¹。

具体的には、読み替え前の3条の2ただし書括弧書きについて、「秘密解除公報を除く」という内容から、「秘密意匠の場合は、秘密解除公報に限る」と読み替えられることになり、関連意匠の出願があったときの3条の2ただし書の「意匠公報」は、秘密意匠の場合には秘密解除公報を指すものとした。

3.3.3. 10条3項に対する指摘の検討

10条3項については、本項の本来的な趣旨は、引例となり得る完成品等意匠が秘密意匠である場合に、最初の公報発行前と秘密解除公報発行後に出願すれば関連意匠の登録が受けられることを前提に、その間の期間でも登録を受けられるようにするものであるが、本項では10条2項のような「本意匠に同一又は類似」といった要件がないために、秘密解除公報発行後に出願した場合は本来であれば10条2項が適用されず、新規性欠如により拒絶される場合にまで3条の2の適用除外が及ぶことになり、本来の趣旨からすればより限定的な規定が必要であったとして、趣旨に沿う範囲で限定的に解釈されるべきではないかとの指摘がなされている⁵²。当該指摘では、例として、仮に部品意匠Aと類似しない部品意匠Zを組み込んだ完成品意匠Bが秘密意匠として出願され、完成品意匠Bの最初の公報発行から秘密解除公報発行までに出願された、部品意匠Aと部品意匠Zのいずれにも類似する部品意匠Cについて、完成品意匠Bの秘密解除公報発行後の出願であれば部品意匠Aと部品意匠Zは類似しないことから、10条2項が適用されずに新規性欠如により拒絶される、すなわち、当初の趣旨から外れるにもかかわらず、3条の2の適用が認められてしまうというケースが挙げられている⁵³。審査基準は、「公知となった自己の意匠に自己の他のもの又は他人が創作したものが加えられている場合であっても、自己の意匠を区別して認識できる場合は、審査官は、付加された自己の他のもの又は他人が創作したものを除いた、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似の自己の意匠を、新規性や創作非容易性の判断の基礎とする資料から除外する」とし

て⁵⁴、完成品意匠に組み込まれた部品意匠が本意匠に類似する場合は新規性等の例外とすることとされているが、当該指摘で挙げられたようなケースについての記載はない。

しかし、そもそも3条の2ただし書における括弧書きが平成18年改正において設けられた趣旨は、権利期間の実質的な延長に繋がる懸念があることと、秘密意匠は第三者への公示性がないために他人の出願意匠や公知意匠との間で権利関係が抵触する蓋然性が高まることを避けるためである。令和元年改正により、関連意匠の存続期間は基礎意匠が基準となった。当該指摘でも述べられている通り、当該指摘が懸念するケースは、秘密解除公報が公開された後の出願であれば10条2項で拒絶されることから、秘密意匠の最初の公報発行後、秘密解除公報発行までの間に部品意匠Aの関連意匠として部品意匠Cが出願された場合にしか起こりえない。そうすると、完成品意匠Bのほうが存続期間の起算日は後になる（存続期間の満了日が後になる）ため、関連意匠として部品意匠Cの登録を認めても、完成品意匠Bに含まれる部品意匠Zの部分について権利期間の実質的な延長に繋がる懸念はない⁵⁵。

また、権利関係の抵触についても、3条の2ただし書は、自己の先願意匠の一部が自己の後願意匠に類似するときであっても先願の公報発行までは登録を認めるものであるが、秘密解除公報発行までとすると第三者の公示性がないことが主な問題として挙げられていた。しかし、R1関連意匠制度においては、基礎意匠の出願から10年の出願可能期間が設けられたことから、本意匠の公報発行以降の出願も認められている。また、自己の意匠の一部が類似する場合にも10条2項及び8項の新規性等の例外規定が適用されることは前述した審査基準の通りである。さらに、本意匠は秘密意匠であってはならないという旨の規定も設けられておらず、秘密意匠であっても本意匠とすることができる。そうすると、R1関連意匠制度においては、秘密意匠の設定登録日から最大で3年間、秘密意匠に類似する関連意匠の登録が可能となっており、平成18年改正において秘密意匠との関係で懸念された以上に権利関係の抵触が生じやすくなっていると考えられる。しかし、その

ような懸念があるにもかかわらず長期間の関連意匠の出願が認められていることからすると、懸念以上に関連意匠制度の有用性が高いと判断され、制度設計がなされているものと考えられることから⁵⁶、もはや3条の2ただし書括弧書きが設けられた趣旨はR1関連意匠制度において妥当しないと考えられる。したがって、R1関連意匠制度においては、10条3項による3条の2の適用除外を広く認めても問題は生じないと考えられる。

なお、令和元年改正では、ブランド構築の支援も改正の必要性として挙げられており⁵⁷、R1関連意匠制度はその目的を達成する一つ的手段とされているところ⁵⁸、秘密意匠として公開されないのであればブランド構築の趣旨から外れている。したがって、関連意匠制度において秘密意匠は認めるべきではない、といった指摘も考えられる。しかし、R1関連意匠制度では、例えば出所の判別性や周知性といったことは一切考慮されず、関連意匠の出願までに第三者が本意匠と類似の意匠を公開していた場合には関連意匠の登録は認められない。すなわち、関連意匠制度はあくまでも自己の出願について、自己の過去の出願意匠又は登録意匠に類似する場合に、先願・新規性等の登録要件の例外として特別に登録を認める制度であり、ブランド構築の観点から登録の可否を判断するものではない。したがって、ブランド構築の支援を主として関連意匠制度を解する必要はなく、本意匠が秘密意匠の場合に関連意匠の出願を不可とする主張の説得力はブランド構築の観点からは正当化できないと考えられる。

3.4. 10条4項

平成10年（1998年）に関連意匠制度が創設されてからH18関連意匠制度まで、関連意匠にのみ類似する意匠の登録は条文上明確に禁止されており（旧10条3項）、拒絶理由及び無効理由となっていた。しかし、「製品等のデザインに少しずつ改良を加えていく開発手法が増加していることを踏まえ、関連意匠にのみ類似する意匠を登録可能とするべきである」との提言が意匠制度小委員会においてなされ⁵⁹、R1関連意匠制度では、関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めることとし、10条4項が新設

された。

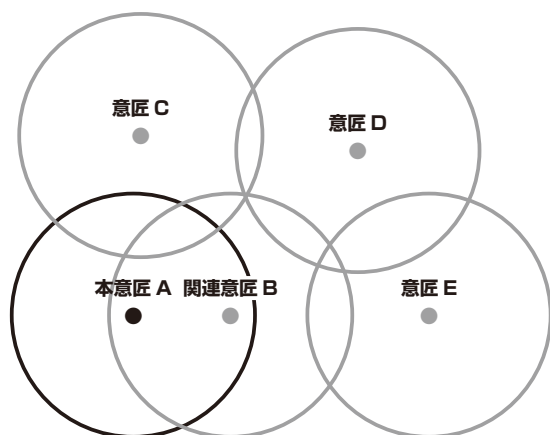
3.4.1. 連鎖する段階的な関連意匠に対する従来指摘されていた弊害の検討

10条4項は、関連意匠を本意匠とみなすことで10条1項の規定により、関連意匠にのみ類似する関連意匠についても登録可能とすることを規定する。また、「関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする」として、数珠状に関連意匠にのみ類似する意匠についても登録を可能とした。

H18関連意匠制度まで関連意匠にのみ類似する意匠の登録が認められなかった理由は、類似の無限連鎖を回避するためとされており、無限連鎖の弊害については、「類似する意匠が複数であるとき類似の連鎖が生じ、その連鎖の両端にある意匠同士が非類似であるにも関わらず権利期間と分離移転の制限を受けるという弊害が生じる場合がある」とされていた⁶⁰。この弊害については、出願人も権利期間や分離移転の制限を受けることを承知で関連意匠の登録をするのであるから、弊害という指摘は当を得ておらず、全く登録ができないほうが弊害であるという指摘があった⁶¹。

また、無限連鎖の弊害について、権利範囲の連鎖的な拡大を問題とする意見が見られるが⁶²、権利範囲が連鎖的に拡大することは、図1に示す通り、関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めずとも起こり得る。図1は、本意匠Aと関連意匠Bがあるとき、それらと類似はしないが、類似範囲が一部重複する意匠C、意匠D、意匠Eが登録され得ることを示す図である。図に示していないが、意匠A～Eに類似しないのであれば、類似範囲が一部重複する意匠F、意匠G、意匠H、…も登録されることは妨げられない。これは、登録に際して類似範囲の重複は拒絶理由・無効理由とならないためである⁶³。関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めることで、関連意匠にのみ類似する場合に拒絶されることがなくなることから、連鎖的な権利範囲の拡大が起こりやすくなることは確かであろうが、権利範囲の連鎖的な拡大そのものは関連意匠制度に関係なく生じ得るのであるから、関連意匠の無限連鎖に固有の弊害と捉えることは正確ではない。

図1 権利範囲の連鎖的拡大の例



3.4.2. 「関連意匠にのみ」の解釈

条文上「関連意匠にのみ」とされているが、立法担当者解説では、「なお、第二関連意匠が、第一関連意匠にのみ類似する場合に加えて、第一関連意匠の本意匠とも類似する場合であっても、本項の規定の適用を受けることができる」とされ⁶⁴、審査基準においても、同様に解し、基礎意匠と関連意匠のいずれにも類似する場合に関連意匠を本意匠とした場合にも適用されることが示されている⁶⁵。

このような解釈は妥当であるという指摘もなされているが⁶⁶、詳しくは10条8項の解釈において後述するが、10条7項・8項は共に基礎意匠について言及がないために、基礎意匠に類似するにもかかわらず、関連意匠を本意匠とすると、基礎意匠との関係で先願・新規性等の適用除外が適用されず、拒絶されうる⁶⁷。審査基準においては、10条7項・8項ともに基礎意匠を含むものとして運用されることとなっており⁶⁸、基礎意匠に類似する意匠であっても、関連意匠を本意匠とした出願が拒絶されないこととなる。しかし、そもそも10条4項は拒絶理由として17条に挙げられているのであるから、基礎意匠に類似する意匠が関連意匠を本意匠として出願された場合には、拒絶理由を通知し、本意匠の表示が補正された後に登録を認めればよく、「関連意匠にのみ」を満たさない場合にまで登録を認める必要はないように思われる。後述するように、10条8項に関しては、関連意匠にのみ類似する場合であっても、審査基準のように解さなければパブリック・ドメイ

ンとなった意匠が復活する可能性があるため、柔軟な解釈を行うことが避けられないものの、10条7項については「関連意匠にのみ」を遵守すれば基礎意匠を含まなければ不都合が生じるような事情はないのではないか⁶⁹。

「関連意匠にのみ」を厳格に解釈しない運用を採るのは、おそらく、最終的に登録されるのであり、いずれにしても基礎意匠は同じなのであるから、存続期間等に影響はなく、出願人に補正を行わせる手間を取らせる必要はないとの判断によるものと推測される。しかし、基礎意匠に類似している場合には基礎意匠を本意匠として登録させることで、関連意匠の関係性が明確になり、権利者にとっても第三者にとっても権利の明確化が図れるのではないかと⁷⁰。

したがって、「関連意匠にのみ」は厳格に解釈して運用することが望ましいと考える。

3.5. 10条5項

10条5項は、関連意匠にのみ類似する関連意匠出願に関する規定であり、10条1項を一部読み替えている。関連意匠にのみ類似する関連意匠出願時に、10条1項の条文中の「本意匠」が「基礎意匠」を指すものであるのか、単に関連意匠に対する「本意匠」を指すものであるのかに応じて解釈が変わってくるが、関連意匠にのみ類似する関連意匠の出願時には、1項中、「当該本意匠」とある部分のみ、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」と10条5項により読み替えられる。そして、10条7項において、基礎意匠を「基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）」と定義することから、1項中の「当該本意匠」が「基礎意匠」と読み替えられることになる。

具体的には、10条1項中、「当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合に限り……意匠登録を受けることができる」の部分が読み替えられることから、関連意匠の出願可能期間は基礎意匠の出願日から10年となる。

一方、消滅等していた場合は本意匠として認められないことを規定する10条1項ただし書には、「その本意匠」と表されていることから、ただし書でいう本意匠は、基礎意匠ではなく、関連意匠に対する

本意匠を指すものとなる。したがって、基礎意匠が消滅等していたとしても、関連意匠に対する本意匠に相当する関連意匠が存続している場合には、関連意匠の登録が可能となっている。これは、基礎意匠が出願する関連意匠に類似しない場合にも基礎意匠の維持が必要となると、ユーザに無用の費用負担を課すことになるためと説明される⁷¹。現実には、後にデザインされる意匠が基礎意匠に類似しないかは定かでないことから、10年の出願可能期間を確実に確保したいのであれば消滅等させることは難しいであろうが、新規性等の極めて広い例外が認められることからすれば、そのような負担は権利者が享受すべきであろう。

3.6. 10条6項

10条6項はH18関連意匠制度以前にも設けられていた、本意匠の意匠権に専用実施権が設定されている場合には、関連意匠の登録を認めないことを規定するものであり、旧10条2項が一部改正され、移動したものである。本意匠の意匠権に専用実施権が設定されている場合に関連意匠の登録を認めない趣旨は、本意匠に専用実施権が設定されていると、権利の重複部分について二以上の者に排他権が成立してしまい、適切でないためである⁷²。

従来は関連意匠にのみ類似する意匠の登録が認められていなかったことから、R1関連意匠制度でいう基礎意匠にのみ専用実施権が設定されているかどうかを確認していれば足りたが、R1関連意匠制度では関連意匠にのみ類似する意匠も登録することが可能となった。そのため、基礎意匠を本意匠とする場合（10条1項）だけでなく、関連意匠を本意匠とする場合（10条4項）も、当該関連意匠に専用実施権が設定されている場合には登録を受けられないことを規定している。

3.7. 10条7項

10条7項は、旧10条4項を関連意匠にのみ類似する意匠の出願にも先願の例外を拡大したものである。また、前述した通り、「基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）」として、基礎意匠の定義もなされている。

3.7.1. 基礎意匠に係る関連意匠

10条7項は、基礎意匠の関連意匠と当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠とを合わせて「基礎意匠に係る関連意匠」と定義している。すなわち、「基礎意匠に係る関連意匠」とは、ある基礎意匠の関連意匠にのみ類似する関連意匠Bだけでなく、関連意匠Bにのみ類似する関連意匠C、…といった、ある基礎意匠を元として類似関係が成り立つ関連意匠を指す。

3.7.2. 関連意匠同士の間願の適用除外

10条7項は、「基礎意匠（……）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない」と規定している。ここでいう「それぞれ」の解釈としては、関連意匠の括弧内の記載である、「基礎意匠の関連意匠」と「連鎖する段階的な関連意匠」を指すものと解される。「それぞれ」の文言からは、例えば、関連意匠Aと関連意匠Bがあるとき、関連意匠Aは「基礎意匠の関連意匠」、関連意匠Bは「連鎖する段階的な関連意匠」に該当する場合は10条7項の適用があるが、いずれも「基礎意匠の関連意匠」又は「連鎖する段階的な関連意匠」の片方に該当する場合には適用されない、といった解釈も可能ではある。しかし、そうなると関連意匠が連鎖し続けることができなくなる。したがって、基礎意匠に係る関連意匠同士に対して先願の適用除外が広くなされると解すべきだろう⁷³。

なお、10条7項には、10条1項ただし書のような、関連意匠が消滅等している場合には先願の適用除外の例外とする規定は設けられていない。したがって、消滅等した関連意匠に類似する意匠を、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠を本意匠として出願した場合も10条7項の規定の適用があることになるが、後述する関連意匠同士の新規性等の適用除外を定める10条8項において、10条1項ただし書に相当する規定があることから、消滅等した関連意匠に類似する出願は、当該関連意匠の意匠公報を引例として拒絶されることになる。

関連意匠 C には類似しない公知意匠 D がある場合に、関連意匠 B が消滅等した後に、関連意匠 C と公知意匠 D に類似する出願意匠 E を、関連意匠 C を本意匠として出願した場合を想定する。このとき、仮に 10 条 7 項に先願の適用除外の例外規定があり、10 条 8 項に新規性等の適用除外の例外規定がなかったとすると、消滅等した関連意匠 B と出願意匠 E とは類似しないのであるから、10 条 7 項の例外規定は適用されず、また、消滅した関連意匠 B に類似するが存続している他の関連意匠には類似しない公知意匠 D が 10 条 8 項により新規性等の適用除外対象となってしまう、その結果、出願意匠 E が登録されることになってしまう。一方、条文の通り、10 条 8 項の適用除外の例外であれば、消滅等した関連意匠 B に類似する公知意匠 D は新規性等の適用除外が適用されないことから、意匠 E が登録されることはない。したがって、10 条 7 項ではなく、10 条 8 項に適用除外の例外規定が設けられたものと考えられる。

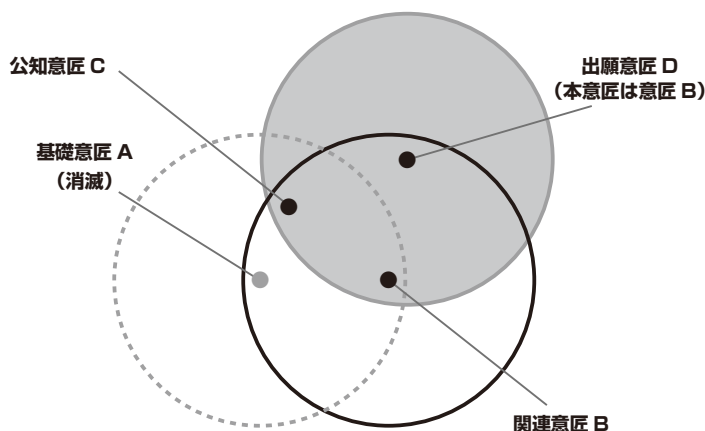
なお、10 条 1 項と 2 項との関係で上記のような 7 項と 8 項の適用除外の例外が逆だった場合の問題が発生しないのかに関しては、図 2 において、消滅した関連意匠 B が基礎意匠であったと仮定すると（図 2 の基礎意匠 A は意匠 B の関連意匠 A であると仮定する）、基礎意匠 B に類似する公知意匠 D は、基礎意匠に係る関連意匠に類似しないため、10 条 8 項の適用は受けられない。また、10 条 2 項の適用についても、意匠 E の本意匠は C であり、10 条 2

項は基礎意匠ではなく本意匠との関係で新規性等の適用除外を定める規定であることから、基礎意匠 B にのみ類似する公知意匠 D に 10 条 2 項の適用はないことになる。したがって、意匠 E は拒絶となることから問題ない。

また、図 3 のように公知意匠 C が基礎意匠 A にも関連意匠 B にも類似するものである場合、10 条 8 項の文言上は適用除外の例外には基礎意匠が含まれないため、10 条 8 項を文言通りに解釈すると、公知意匠 C は 10 条 8 項により新規性等の適用除外の対象となり、出願意匠 D は登録されることとなる。しかし、審査基準では、基礎意匠の意匠権が消滅した場合にも、10 条 8 項括弧書きの趣旨に鑑みて適用除外の例外の対象となるとしているため⁷⁶、消滅した基礎意匠 A に類似する公知意匠 C は 10 条 8 項の適用除外の例外となり、出願意匠 D は拒絶されることになる。したがって、問題は生じない。

10 条 8 項括弧書きの趣旨からは、消滅等した基礎意匠に同一又は類似の意匠を適用除外の例外とすることが望ましいと考えられることには首肯できるものの、出願人にとっては 10 条 8 項を文言通りに解釈することで、関連意匠として登録できる場合が増えることから、10 条 8 項の解釈が争われる可能性もある。したがって、10 条 8 項の条文上でも基礎意匠も含むことを明確にすることが望ましいように思われる⁷⁷。

図 3 想定例②



3.9. R1 関連意匠制度に関係する主な改正

R1 関連意匠制度に関係する主な改正として、拒絶理由を定める 17 条と無効理由を定める 48 条、存続期間を定める 21 条がある。

3.9.1. 拒絶理由（17 条）・無効理由（48 条）

H18 関連意匠制度では、旧 10 条 1 項（本意匠に類似）・2 項（専用実施権が設定されていない）・3 項（関連意匠にのみ類似するものでない）に違反する場合が拒絶理由として挙げられ、旧 10 条 2 項・3 項に違反する場合が無効理由とされていた。

R1 関連意匠制度では、10 条 1 項（本意匠に類似）・4 項（関連意匠にのみ類似）・6 項（専用実施権が設定されていない）に違反する場合が拒絶理由として挙げられ、10 条 6 項に違反する場合のみが無効理由とされている。

したがって、従前と同様に、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠に類似しない意匠が誤って関連意匠として登録された場合であっても、無効理由が生じることはない。一方、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠に類似するにもかかわらず、誤って通常の意匠として登録された場合、当該意匠権は無効理由を有することになる。

3.9.2. 存続期間（21 条 2 項）

R1 関連意匠制度の関連意匠の意匠権の存続期間には、基礎意匠の出願日から 25 年となっている⁷⁸。経過措置が特段定められていないことから、令和元年改正前に出願された意匠を選択することも可能であり、その場合、基礎意匠の存続期間は設定登録から 20 年であるが、その関連意匠は基礎意匠の出願日から 25 年となり、基礎意匠よりも長く存続し得る。そのため、基礎意匠の意匠権が存続期間満了により消滅した後に存続する関連意匠の意匠権の分離移転の禁止や専用実施権の設定の制限が政令において経過措置として定められている⁷⁹。

関連意匠制度の存続期間について、基礎意匠 A と類似しない、関連意匠 B にのみ類似する関連意匠 C についてまで、基礎意匠 A の権利期間に従属させるべきではないという指摘がある⁸⁰。当該指摘では、理論上は本意匠の存続期間（連鎖する本意匠との関係で制限される場合には、仮想的に独立して保護される場合の存続期間）に従属させるのが素直

な解決だったとしつつ、そのような解決は非常に複雑な運用が予想されるとして、政策的に全ての関連意匠の存続期間を基礎意匠に従属させたのではないかとする⁸¹。

たしかに、基礎意匠 A と関連意匠 C とが、全く類似していない場合には、権利期間の実質的な延長は生じないのであるから、権利範囲が重複する部分としない部分とを画定できるのであれば、重複する部分についてのみ、権利期間を本意匠に従属させることは理論上正しい。ただ、意匠権の権利範囲は、文章で表現されている特許権等と比べて非常に分かりにくく、特許庁と裁判所とで判断が異なるケースも多くなることが予想され、存続期間の予見性が著しく低くなることが予想されることから、当該指摘でも結論として述べる通り、政策的判断として関連意匠の存続期間を基礎意匠に従属させるのはやむを得ないものとする。これは実際の運用が困難という消極的な観点からの理由と言える。

また、関連意匠制度は、他人の創作であれば保護されない新規性がない意匠について、自己の意匠のバリエーションであるという理由で特別に保護を認めているものであり、あまりに手厚い保護を施すことは産業界全体で考えたときには却って新たな意匠の創作を阻害するおそれもあるだろう。そこで、あえて存続期間を制限し、関連意匠ではない新たな意匠の創作を促していると解することもできる。したがって、新たな意匠の創作を促すという積極的な理由からも、関連意匠の存続期間は基礎意匠に従属させることが政策上望ましいと考える。

4. 新たな関連意匠制度が意匠制度にもたらす影響

4.1. 類似範囲の実質的な拡大

関連意匠制度が拡充されたことにより、類似範囲が実質的に拡大すると考えられる。従来、自己の先願意匠に類似する場合、先願の公報発行までは関連意匠として出願して登録を受けることができたが、公報発行後は関連意匠としての登録が認められなかった。そのため、自己の登録意匠に類似するとして拒絶された場合に、それでも登録を望む場合には、

自己の先願意匠と非類似であることを細かな差異を取り上げて主張するケースもあったことが予想される。そのような主張の結果、後願の意匠が登録されたとしても、禁反言により先願の類似範囲が狭く解されることを自ら招いていたと考えられる。

R1 関連意匠制度では、出願可能期間が大幅に延長され、関連意匠にのみ類似する意匠も登録が可能となったことから、少なくとも出願可能期間中は登録査定を得るために上記のような自己の先願と非類似である旨の主張を無理に行う必要はなくなる。もちろん、第三者の意匠との関係では細かな差異を主張して登録査定を受けようとするとはなくなないだろうが、少なくともデザインコンセプトの似通った自己の意匠については、登録査定を得るために細かな差異を主張する必要はなくなり、その結果、類似範囲が実質的に拡大することが考えられる⁸²。

4.2. 新規性喪失の例外規定の拡張の可能性

R1 関連意匠制度では、関連意匠が本意匠に類似している場合、本意匠に類似する自己の意匠は新規性等の適用除外となるため（10条2項・8項）、4条2項の新規性喪失の例外規定に基づく手続を行う必要はない。一方、関連意匠でない、通常の出願の場合には、新規性喪失の例外の適用を受けるためには、出願と同時に4条2項の適用を受けようとする旨の書面を提出する必要があるが、かつ、出願から30日以内に公知意匠が4条2項の適用を受けることができる意匠であることを証明する書類を特許庁長官に提出する必要がある（4条3項）。したがって、自己の公知意匠があるにもかかわらず出願時に手続を行わなかった場合は自己の公知意匠を引例に拒絶されることになる。拒絶されるのが公知となってから1年以内であり、他に類似する意匠がなければ、新規性喪失の例外の手続を行った上で再度出願することで登録となる可能性があるが、拒絶されたのが公知となってから1年を過ぎていた場合、登録できる可能性はなくなる。

関連意匠出願の場合には、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠に類似する出願人自身の公知意匠であると審査官が判断できるものについては何ら書類の提出を行う必要なく新規性等の適用除外となるに

もかわらず、関連意匠出願以外の出願の場合には、審査官が出願人自身による公知意匠であると認識できる場合にも拒絶となる状況は、不公平な状態であるように思われる。もちろん、関連意匠出願の場合も基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠に類似しない自己の公知意匠が出願した関連意匠と類似する場合には新規性喪失の例外の手続を行ってなければ拒絶となるし、出願人が自己の公知意匠であることを証明することで登録後の無用な無効審判などの争いを避けることができるものではある。しかし、R1 関連意匠制度下では公知意匠が出願された関連意匠に類似するかのみならず、当該公知意匠が基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠に類似するものであるかまで審査官が判断することになるのであるから、出願人自身の公知意匠であり、出願前1年以内の公開であることが明らかなものについてまで、出願時にしか手続を行うことができない制度とする必要があるかは疑問である。

また、意匠制度のユーザは個人による出願の割合が特許と比べて高く、2019年の統計において各出願に占める個人出願人の割合は、特許が約2.8%であるのに対し、意匠は約8.2%となっている⁸³。また、代理人を付けない出願人本人による出願の割合も意匠は高く、2019年の統計では特許が約6.9%であるのに対して、意匠は約23.8%となっている⁸⁴。これらの統計から、意匠ユーザは特許ユーザと比べて制度に詳しくない者が多いことが予想されるが、制度に詳しくないユーザほど出願前に公開してしまい、新規性喪失の例外規定の存在も知らないことが想定されることから、特許と比べて、自己の公知意匠で拒絶になるケースが意匠では多く生じていると考えられる。令和元年改正により新たに画像そのものや建築物や内装の意匠が保護対象になったことにより、これまで意匠制度に馴染みのなかったユーザが参入してくることも想定され、ますます新規性喪失の例外規定を知らなかったことで自己の公知意匠により拒絶されるケースが増えることが予想される。

以上のような、関連意匠制度とのバランス、特許制度ユーザと比べて意匠制度ユーザは制度に精通していない者が多いことが想定されることから、新規性喪失の例外規定を拡充する方向の改正が正当化さ

れるように考えられる。

具体的には、新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする書類を、出願と同時にではなく、審査、審判又は再審に係属中であれば提出を認めるといった改正が考えられる⁸⁵。このような改正を行う場合、出願時に新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする書類を提出していれば必要がなかったはずの拒絶理由通知が発生することになり、行政コストが増加することが問題となりうる。しかし、これは例えば出願時以外のタイミングで提出する際には手数料を必要とするようにすれば相殺することが可能であろう⁸⁶。また、出願後の手続を認めることで、従来拒絶査定となっていた出願が登録される可能性が高まり、登録料の納付が見込めるのであるから、むしろ従来よりも収支がプラスになるため、手数料を取る必要はないという判断も許容されと考える。参考までに、韓国では、新規性喪失の例外の申請について、出願から30日以内、拒絶理由に対する意見書の提出時、無効審判での答弁提出時などに申請が可能となっている⁸⁷。

さらに拡充するのであれば、関連意匠の場合と同様に、そもそも書類の提出を必要とせず、出願人の公知意匠であると判断できる場合には拒絶理由としないという方向も考えられるだろう。実体審査を行っている米国では新規性喪失の例外について、特段の書類の提出を必要としておらず⁸⁸、実体審査を行っていない点で単純な比較はできないが、EUIPOも新規性喪失の例外について書類提出等の手続を必要としていない⁸⁹。R1 関連意匠制度での自己の意匠の判断について、審査官が引例とした公知意匠に対して自己の意匠であることの具体的な根拠を示しつつ反論が行われた場合には自己の意匠として扱うという運用となっており⁹⁰、4条について書類の提出を必要としない改正を行った場合にも、審査官による判断が難しい場合には拒絶理由を通知し、出願人が1年以内に公開した自己の意匠であることを証明するような運用は可能であろう。

4.3. 訂正審判制度導入の必要性

出願人が意匠Aを、意匠Bを本意匠とする関連意匠として出願したところ、審査官が本意匠と類似

しないとして拒絶理由を通知し、出願人はそれに対応して関連意匠の表示を削除する補正をして登録された場合を仮定する。その後、意匠Aに基づく侵害訴訟を提起した際に、被告から意匠Aは意匠Bと類似しており、それらは本意匠、関連意匠の関係でないために無効であるという無効の抗弁がなされるとともに無効審判も請求され、判決においてその主張が認められた（意匠Aと意匠Bは類似すると認められた）と仮定する。意匠法には特許法における訂正審判の規定が存在しないため、意匠登録後の訂正はできず、無効審判において無効となることになる。

しかし、出願人は審査官の判断に従って関連意匠の表示を削除したのであり、本意匠と認識していた自身の意匠によって無効とされることは出願人にとって酷であるように思われる。したがって、本意匠の表示を願書に追加する訂正を認める必要があると考えられる⁹¹。

この見解に対しては、出願人は拒絶理由に対して反論することができ、審判や審決取消訴訟においても争うことができるのであるから、そのような対応を取らなかった出願人の責任であるという反論が予想される。確かに出願人はそのような対応も可能である。しかし、審判で争った結果、本意匠と類似しないと判断されたとしても、裁判で覆される可能性は残ることから、類似するか否かを確実にするには結局裁判まで争う必要が生じる。また、意匠権のメリットとして、特許権と比べて早期に権利化できることが多く、出願費用も少ないことが挙げられることからすれば⁹²、審査官や審判官の判断ミスによる不利益を回避するためにそこまでの対応を求めることは出願人にとって酷であろう。

また、本意匠の表示を追加する訂正を認めても、本来は登録時に関連意匠として登録されるはずであったにもかかわらず、そうならなかった意匠が正しい位置づけとなるだけであり、さらに、関連意匠として登録される意匠権の存続期間は訂正前に比して短くなるのであるから、第三者にも不当な不利益を与える心配はない。

したがって、出願人を過度に優遇することにはならず、第三者にも不当な不利益は生じないことから、

本意匠の表示を追加する訂正を認めても問題ないと考えられる。

訂正を認める具体的な要件としては、出願時に本意匠の表示をしており、その表示に記載された登録意匠を本意匠とする訂正に限り認めるということも考えられる。しかし、このような制度設計を行うと、後に訂正が可能となるよう、本来関連意匠として出願することを意図していない意匠についても関連意匠として出願されることが懸念される。そのような出願が増加すると、審査官等が拒絶理由を通知する件数が増加し、本来不要であった業務に行政のリソースを割くことになるため、社会全体にとって望ましくない。また、出願時に本意匠の表示がない場合であっても、出願された意匠と類似する出願人の自己の登録意匠や出願中の意匠がある場合には、審査官等は拒絶理由を通知するとともに、それらが同日の出願であれば9条4項に基づく協議が指令され、異日の出願であれば、先願の登録後、後願には先願を引例とする9条1項の拒絶理由が通知され、その拒絶理由に「なお書き」として、先願の意匠を本意匠とする補正をした場合には拒絶理由が解消する旨が記載される審査運用となっている⁹³。したがって、本来は本意匠となるべき自己の先願意匠がある場合には後願は関連意匠となるはずであるのだから、出願時に本意匠の表示を付していたこと訂正の要件に挙げる必要はなく、本意匠の表示を追加する訂正は広く認めるべきと考える。

一方、本意匠の表示を削除する訂正を認めるべきかについて検討する。結論から述べると、そのような訂正を認める必要性はないと考えられる。本意匠の表示が付いた状態で登録されるのは、①出願人が当初から関連意匠とすることを意図して出願している場合、②出願人は通常の意匠登録出願をしていた、あるいは、審査官等が本意匠と判断した登録意匠以外の登録意匠を本意匠として出願していたが、審査官等が出願人自身の登録意匠に類似すると判断し、その判断に従い補正した場合の2通りが考えられる。以下、2通りについてそれぞれ検討する。

①の場合、出願人自身の意思であり、審査官等もそれを妥当と判断している。また、後に当該関連意匠が本意匠と類似しないと判断されたとしても、10

条は前述の通り10条6項を除いて無効理由ではないことから、意匠権が無効となることはない。したがって、審査官等による判断ミスであることは確かであるものの、出願人自身の意思が反映されたものであり、訂正を認めないことが出願人にとって酷な状態であるとは言えない。また、後述の通り第三者の予見性という観点から、訂正を認めることは妥当ではない。

②の場合、後に本意匠と類似しないと判断されても無効とならないことは①の場合と同様であり、異なるのは、審査官等による判断によって、出願人の当初の意図とは異なる本意匠が設定されている点である。この点について、審査官等の判断に従ったことによる不利益であることから、関連意匠の表示を削除する訂正を認める余地があるという意見もありうる。しかし、本意匠と類似しないと審査官等が判断し、それに従い本意匠の表示を削除した結果、最終的に無効になりうる場合と比べると、出願人の不利益の程度は小さい。また、①・②いずれの場合であっても、関連意匠の権利の存続期間は基礎意匠の出願日から25年間であるところ、本意匠の表示を削除する訂正を認めると、関連意匠は基礎意匠の出願日から10年間出願可能であることから、最大で約10年存続期間が延長されることとなり、第三者の予見性を損なうこととなる。したがって、②の場合についても訂正を認めることは妥当ではない。

以上から、本意匠の表示を追加する訂正を認める必要はあるが、本意匠の表示を削除する訂正を認める必要はないと考えられる。

なお、本意匠の表示に関する訂正請求制度の導入を主張する学説には、出願人の落ち度がないにもかかわらず訂正審判を要求することはハードルが高いとして、同一人が関連意匠の出願可能期間に出願した意匠登録については9条を無効理由から外せば問題とならないため、そのことを併せて検討すべきと述べるものがある⁹⁴。しかし、本来関連意匠として登録されるべき意匠権について9条を無効理由から外し、通常の意匠権のまま存続させるとすると、本意匠となるべき意匠権との重複部分が本意匠の存続期間を超えて保護されることになることに加え、権利移転や専用実施権の設定がなされることで、権利

の重複部分が二者以上の者に排他権が生じることとなる。そうすると、関連意匠制度がそういったことを禁止していることを、わざと関連意匠として登録しないことで回避しようとする出願が生じる可能性がある。また、仮に存続期間や権利移転、専用実施権について措置した上で9条を無効理由から外すとすれば、結局のところ本意匠の表示を追加することと変わりはないように思われる。したがって、訂正の手続の簡素化を図ることは検討の余地があるとしても、9条を無効理由から外すことは制度を複雑にするものであるから、必要ないと考える。

5. おわりに

本稿では、関連意匠制度の各条文の検討を行うとともに、意匠法制にもたらす影響について検討を行った。令和元年改正は大規模なものであったが、特に関連意匠制度の変更は大きく、条文も複雑なものであり、その解釈の余地は従来よりも大きくなった。これまで関連意匠制度に関する検討はほとんど行われてこなかったが、今後の議論の進展が望まれる。

令和元年意匠法改正は、改正過程において比較法の検討が不十分であり、関連意匠制度についても諸外国にそのような制度がないのであれば、なぜ諸外国にはないのかを明らかにすべきと指摘されている⁹⁵。関連意匠制度に示唆を与え得る諸外国の制度としては、米国特許法の新規性喪失の例外とターミナルディスクレームとの組み合わせや⁹⁶、韓国デザイン法の、基本デザイン（基礎意匠に相当）の出願から1年間、基本デザインにのみ類似するデザインを新規性・先願にかかわらず関連デザインとして登録を受けることができる関連デザイン制度⁹⁷、昭和34年法制定時に類似意匠制度の検討時に参考とされた英国の連合意匠制度⁹⁸（既に廃止）などとの比較検討があり得るかもしれないが、今後の課題としたい。

注

- 1 新しい保護対象に関する学説の動向については、高林龍ほか編『年報知的財産法 2020-2021』174-176頁（日本評論社、2020）参照。

- 2 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会「第6回資料1『意匠制度の見直しの検討課題について』」（2018年8月6日）。
- 3 特許庁「特許行政年次報告書 2020年版」19頁（2020年7月）。
- 4 特許庁「特許行政年次報告書 2015年版」24頁（2015年6月）。
- 5 改正法や改正法に対応した意匠審査基準の解説として、例えば、特許庁総務部総務課制度審議室編『令和元年特許法等の一部改正産業財産権法の解説』（発明推進協会、2020）（以下、「立法担当者解説」という。）、特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』（発明推進協会、第21版、2020）（以下、「逐条解説」という。）、青木大也「意匠法改正：保護対象の拡大と関連意匠制度の拡充を中心に」ジュリスト1541号39頁以下（2020）、下村圭子「令和元年の意匠法改正と意匠審査基準の改訂の概要」AI.P.P.I. 65巻4号310頁以下（2020）、青木博通「改正意匠法の特徴と実務における影響・留意点」IPジャーナル13号11頁以下（2020）等。
- 6 より法学的な観点からは、青木大也「意匠法改正をめぐる諸問題（1）」知的財産法政策学研究55号227頁以下（2020）、より実務的な観点からは、梅澤修ほか「新しい関連意匠制度の概要と実務上の留意事項」パテント73巻11号46頁以下（2020）が新しい関連意匠制度を検討する先行研究として挙げられる。
- 7 特許庁意匠課「意匠制度120年の歩み」23頁（2009）。
- 8 特許庁意匠課・前掲注6）63頁。
- 9 類似意匠制度については、高田忠『意匠』359-373頁（有斐閣、1969）、辻部鷹「類似意匠登録制度の研究：その理論と沿革について」成蹊法学44号149頁以下（1997）、満田重昭＝松尾和子編『注解意匠法』269-273頁（永芳太郎）（青林書院、2010）、寒河江孝允ほか編著『意匠法コメンタール』280-282頁（香原修也）（レクスネクシス・ジャパン、第2版、2012）を参考にした。
- 10 高田・前掲注8）364頁。満田＝松尾編・前掲注8）272頁（永芳太郎）。
- 11 高田・前掲注8）363頁。なお、高田は、「私は従来から確認説をとってきた」とし、「類似意匠制度を設けた趣旨は、本意匠権の類似の範囲の確認のためである」と述べている（高田・同371頁）。しかし、「自己の登録意匠にのみ」の解釈については、自己の登録意匠以外のものに類似する場合は類似意匠の登録をしてはならないという説が文言に忠実なものとして妥当であるとする（高田・同363-365頁）。また、類似意匠の意匠権について、「類似意匠の意匠権も意匠権であるから、その権利の範囲は、同一物品、類似物品の同一意匠、類似の意匠に及ぶ。したがって、本意匠の類似の範囲外にその効力の及ぶ場合が生ずる」（高田・同371頁）と述べており、この主張によれば、実質的に本意匠の意匠権が拡張されている（ただし、高田は、「しかしこれは、本意匠の類似の範囲が広がるのではなく、類似意匠の意匠権の幅が本意匠の類似の範囲からはみ出しているにすぎない」とする（高田・同371頁））。これらの主張からすると、本稿における確認説・拡張説の理解では、高田は拡張説の立場に分類されるものと考えられる。
- 12 満田＝松尾編・前掲注8）272頁（永芳太郎）。
- 13 特許庁意匠課・前掲注6）595頁。
- 14 最二小判平成7年2月24日民集49巻2号460頁。
- 15 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編『平成10年改正工業所有権法の解説』58頁（発明協会、1998）。
- 16 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編・前掲注14）60頁。
- 17 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編・前掲注14）61-62頁。
- 18 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編・前掲注14）63-64頁。
- 19 特許庁総務部総務課制度改正審議室編『平成18年意匠法等の一部改正 産業財産権法の解説』26頁（発明協会、2007）。
- 20 特許庁総務部総務課制度改正審議室編・前掲注18）28頁。
- 21 経済産業省・特許庁＝産業競争力とデザインを考える研究会「『デザイン経営』宣言」（2018年5月23日）。
- 22 経済産業省・特許庁＝産業競争力とデザインを考える研究会「別紙 産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方」（2018年5月23日）。
- 23 別紙・前掲注21）3頁。
- 24 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会「産業競争力の

- 強化に資する意匠制度の見直しについて」(2019年2月).
- 24 小委報告書・前掲注23)7-9頁.
- 25 改正経緯などの令和元年改正意匠法に関する情報は、特許庁ウェブサイト「令和元年意匠法改正特設サイト」(https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html, 2021年5月31日最終閲覧)を参照.
- 26 厳密には、手続救済規定の整備に伴い改正される、10条1項の「第四十三条第一項」の下に「第四十三条の二第一項」を加える部分については、手続救済規定の施行と同じく2021年4月1日に施行されている.
- 27 小委報告書・前掲注23)7頁.
- 28 小委報告書・前掲注23)7頁.
- 29 特許庁「『産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて』報告書(案)に寄せられた意見の概要」8頁(2019年2月)(https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/isyou_seido_190215_minaoshi/02.pdf).
- 30 ハーグ協定ジュネーブ改正協定ではないが、特許出願からの変更出願の場合にTRIPS協定による10年の保護期間が認められなくなる場合があるのではないかという旨のパブコメに対して、「関連意匠の存続期間を本意匠の出願日から25年とするとともに、関連意匠の出願可能時期を本意匠の出願から10年までとすることで、関連意匠の意匠権の存続期間は15年確保できており、TRIPS協定による10年の保護期間を遵守していると考えております」(特許庁・前掲注29)8頁)との回答がなされている.
- 31 日EU経済連携協定の和文テキストと概要等については、外務省「日EU経済連携協定(EPA)」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html, 2021年5月31日最終閲覧)を参照.
- 32 青木・前掲注5)238頁も同旨.
- 33 公益財団法人日本デザイン振興会「2020年度グッドデザイン賞・ロングライフデザイン賞」(<https://www.g-mark.org/activity/2020/longlife.html>, 2021年5月31日最終閲覧).
- 34 青木・前掲注5)237-238頁.ただし、青木は10年に限定する必要はないと述べるにとどまり、10年よりも延ばすことを積極的に提言しているわけではない.
- 35 青木・前掲注5)238頁脚注30もクリアランス負担や紛争の抑止の観点も政策的考慮の要素の一つにならうとする.
- 36 立法担当者解説・前掲注4)109-110頁.なお、類似の部分については、権利が消滅した後であっても、先願と後願の意匠同士が類似しないのであれば復活することは従来からあり得ることから、厳密に言えばパブリック・ドメインと化した権利範囲全ての復活を認めないものではない.そもそも、意匠権の消滅による意匠のパブリック・ドメイン化が、当該意匠のものにしか及ばないのか、権利範囲である類似の意匠にまで及ぶものであるのかは極めて重要な論点であると思われるが、そのような検討を行うものは筆者が調べた限りでは見当たらず、関連意匠制度を扱う本稿で検討するには大きすぎる論点であるため、今後の検討課題としたい.
- 37 特許庁「16.06 設定登録の特許(登録)料納付書の却下等の取扱い」『方式審査便覧(令和元年7月1日付)』1頁(2019年7月)(https://warpeda.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11336203/www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/hoshiki-shinsabinran/document/index/16_06.pdf, 2021年5月31日最終閲覧)には、登録料納付書を却下する場合として、「(1)本意匠の意匠登録出願が登録料未納で出願却下となった場合で関連意匠出願の設定登録料の納付をしたとき」が挙げられていた.
- 38 関連意匠の出願可能期間が本意匠の公報発行前であったH18関連意匠制度では、通常はそのような事態は生じにくいであろうが、関連意匠のみ審判や審決取り消し訴訟等を経て登録となった場合には、本意匠の意匠権が消滅等していることはあり得た.
- 39 なお、類似意匠制度の下では、前述の通り、類似意匠の判断基準日は類似意匠の出願日と解し、「自己の登録意匠にのみ」の解釈について、あくまで拒絶引例とならないのは自己の登録意匠と実質同一の自己意匠であるものとして審査運用がなされており、自己の意匠を除外する審査手法は過去に行われていた.
- 40 逐条解説・前掲注4)1254-1255頁.
- 41 立法担当者解説・前掲注4)110頁.
- 42 特許庁「意匠審査基準(令和3年3月改訂)」V部3.7.2-7頁(2021年3月). (以下、「審査基準」という.)
- 43 条文の文言上も、新規性喪失の例外規定である4条2項の文言と比較すれば、10条2項の自己の意匠には公報も含まれることは明白である.
- 44 梅澤ほか・前掲注5)52頁.
- 45 審査基準・前掲注42)V部3.7.2・7頁.
- 46 なお、法改正も視野に入れるのであれば、仮に本意匠の出願前に公知となっていたならば3条1項又は2項の拒絶引例となる自己の意匠についても新規性等の例外の対象とする規定とすることが考えられるが、条文として厳密に表現しようとする複雑さがかりにくいものになることが予想されるため、当面は運用で対応していくことが望ましいだろう.
- 47 青木・前掲注5)241-248頁.また、審査基準・前掲注42)V部3.7.4, 3.7.5・7-11頁も参照.
- 48 立法担当者解説・前掲注4)110頁.
- 49 本意匠に類似しない自己の意匠に類似する場合には、4条を適用することで、当該自己の意匠の公開から1年以内であれば登録され得る.
- 50 特許庁総務部総務課制度改正審議室編・前掲注18)20頁.
- 51 立法担当者解説・前掲注4)113-114頁.
- 52 青木・前掲注5)239-241頁.
- 53 青木・前掲注5)240頁.
- 54 審査基準・前掲注42)V部3.7.6・11頁.事例として、部品の全体意匠が本意匠である場合に、公知意匠に当該部品を組み込んだ完成品がある場合、当該部品部分について10条2項又は8項を適用するとしている.
- 55 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会「第16回意匠審査基準ワーキンググループ資料3『「関連意匠」に係る意匠審査基準の改訂について(案)』5頁(2019年9月4日)」でも、10条3項について、「関連意匠については、その権利期間が基礎意匠の出願日から起算されるため、実質的な権利期間の延長とならない」とされている.
- 56 ただし、10年という出願可能期間が妥当であるか否かは、10条1項の解釈で検討した通り、出願可能期間が延長されたことによりどのような影響があったかの調査が行われる必要があるだろう.
- 57 小委報告書・前掲注23)1頁.
- 58 立法担当者解説・前掲注4)107-108頁.なお、存続期間の延長についてもブランド構築支援の観点が改正の必要性の一つとして挙げられている(134頁).
- 59 小委報告書・前掲注23)8頁.
- 60 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編・前掲注14)60頁.
- 61 田村善之「知的財産法」380頁(有斐閣、第5版、2010).杉本ゆみ子ほか「関連意匠制度に関する提言」『特許』71巻12号38頁(2018)も、移転制限等を課した上で関連意匠にのみ類似する意匠の保護を提案していた.
- 62 例えば、令和元年改正を検討した産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会の第8回(2018年9月21日)においてプレゼンテーションを行った富士通株式会社の資料には、関連意匠制度に関する懸念として、「関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めると、類似の無限連鎖による権利範囲の拡大が生じる懸念がある」とある(富士通株式会社「産業構造審議会 知的財産分科会第8回意匠制度小委員会資料2「富士通におけるデザイン」」24頁(2018年9月21日)).また、電子情報技術産業協会(JEITA)も2018年9月21日付の特許庁に提出した意見において、関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることの懸念として「関連意匠にのみ類似する関連意匠について一律に登録を認めてしまうと、類似の無限連鎖により権利範囲が不当に拡張されてしまい妥当ではないと考える」とする(一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産運営委員会「意匠制度の見直しの検討課題に対する意見」11頁(2018年9月21日)).
- 63 23条(意匠権の効力)の解説において、「出願日が先である意匠権を優先させることにし、二つの登録意匠の類似範囲が重なり合う場合には、出願日が後である意匠権はその重複する部分については実施をする権利を有しないことになるという構成をとった(二六条二項)」(逐条解説・前掲注4)1282-1283頁)とされており、類似範囲が重複することがあることは意匠法が予定して

いることと解される。

- 64 立法担当者解説・前掲注 4) 115 頁。
- 65 審査基準・前掲注 42) V 部 3.5・6 頁。
- 66 青木・前掲注 5) 233-234 頁注 20。
- 67 梅澤ほか・前掲注 5) 55 頁注 17。
- 68 審査基準・前掲注 42) V 部 3.5・6 頁、3.7.3 注 2・9 頁。
- 69 基礎意匠に係る関連意匠とも類似する意匠が基礎意匠を本意匠として出願された場合の 9 条の関係については、基礎意匠との関係では 10 条 1 項で処理され、関連意匠との関係については 10 条 7 項で処理されるのであるから、「関連意匠にのみ」をきちんと運用すれば、10 条 7 項に基礎意匠を含む必要はないと考えられる。
- 70 「関連意匠にのみ」を厳格に運用しても、他の関連意匠との関係性はわからないのであるから、それほど明確化が図れるわけではない、との指摘もあろうが、少なくとも基礎意匠を中心とした花びら状の関係なのか、基礎意匠と関連意匠とが数珠状に繋がっているのかが分かり、多少の明確化は図れるものと考えられる。
- 71 小委報告書・前掲注 23) 8 頁。
- 72 立法担当者解説・前掲注 4) 116-117 頁。
- 73 立法担当者解説・前掲注 4) 119-120 頁も、「それぞれ」の解釈については特段解説していないが、基礎意匠に係る関連意匠同士に対して先願の適用除外がなされるものとした解説がなされている。
- 74 立法担当者解説・前掲注 4) 120 頁。
- 75 なお、10 条 1 項については、本意匠の出願が放棄等された場合には、そもそも当該本意匠は「本意匠」の定義（「自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠」）を満たさないことになるから、適用除外の例外の適用可否を考える必要もない。
- 76 審査基準・前掲注 42) V 部 3.7.3 注 2・9 頁。
- 77 梅澤ほか・前掲注 5) 55 頁注 21 も同旨。
- 78 令和元年改正により、意匠権の存続期間は、設定登録日から 20 年から、出願日から 25 年に延長された。
- 79 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和 2 年政令第 35 号）2 条（関連意匠の意匠権に関する経過措置）。なお、平成 18 年改正時に、従前は意匠権の存続期間が設定登録から 15 年であったところ、20 年に延長されたが、その際も関連意匠の存続期間に関する経過措置は設けられておらず、本意匠よりも長く存続するケースが生じることとなっていたが、令和元年改正と同様の経過措置が設けられていた（意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（政令第 341 号）1 条・2 条（関連意匠の意匠権に関する経過措置））。
- 80 青木・前掲注 5) 239 頁。
- 81 青木・前掲注 5) 238-239 頁。
- 82 本来は、出願人から自己の先行意匠と非類似であるという主張がなされたとしても、審査官や審判官、裁判官による共通点・差異点の見落としや評価の誤りはあっても、意匠の類似範囲が変わるものではないはずであるが、当該出願意匠や先行意匠を最も把握しているであろう出願人自身が当該出願意匠と自己の先行意匠との差異を挙げて非類似であると主張している場合、審査官等の判断に少なからず影響を与えていたのではないかと推測される。
- 83 特許庁「特許行政年次報告書 2020 年版（統計・資料編）」41 頁（2020 年 7 月）。
- 84 特許庁・前掲注 83) 43 頁。
- 85 杉本ほか・前掲注 61) 36-37 頁も事後的な手続を認めることを提案している。
- 86 拒絶理由通知の応答期間の延長については手数料を納付することにより可能であるから（特許庁ウェブサイト「意匠登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用について」（https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/general/otokikan_encho.html, 2021 年 5 月 31 日最終閲覧））、新規性喪失の例外規定の書類提出にあたっても、出願時以外の提出に対して手数料を徴収することは許容されるだろう。
- 87 吉田親司「外国意匠登録出願の実務」171 頁（経済産業調査会、2020）。
- 88 吉田・前掲注 87) 33 頁。
- 89 吉田・前掲注 87) 75 頁。
- 90 審査基準・前掲注 42) V 部 3.7.4・9-10 頁。

- 91 杉本ほか・前掲注 61) 37-38 頁も同様の問題意識から、訂正請求制度の導入を提案する。なお、杉本ほかは、登録後に関連意匠が本意匠に類似しないことが判明した際に訂正の機会がないことも問題視し、本意匠の表示を削除ができるようにすることを提案する。また、登録後に本意匠を変更できる制度も提案している（35-36 頁）。
- 92 特許庁審査第一部意匠課「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」62 頁（特許庁、第 4 版、2020）。
- 93 特許庁審査第一部意匠課意匠審査基準室「意匠審査便覧（令和 2 年 3 月改訂）」44.05、44.06。
- 94 杉本ほか・前掲注 61) 38 頁。
- 95 麻生典「意匠法改正と比較法」日本工業所有権法学会年報 43 号 130 頁（2019）。
- 96 米国特許法における新規性喪失の例外規定では、創作等者による意匠の公表（公報含む）から 1 年間、出願の間に行われた他人により開示された意匠まで新規性喪失の例外が認められている（米国特許法 102 条 (b) 各規定参照）。また、ターミナルディスクレームは、同一出願人による先願意匠に自明の範囲内の後願意匠について、後願の存続期間を先願と同じ期間にすることにより、拒絶理由を克服するという制度である（吉田・前掲注 87) 35 頁）。そうすると、先願の公報発行から 1 年間、自己の登録意匠に類似する意匠が登録され得ることになると考えられる。
- 97 吉田・前掲注 87) 170 頁。
- 98 特許庁意匠課・前掲注 6) 64 頁。

参考文献

- 青木博通（2020）「改正意匠法の特徴と実務における影響・留意点」『IP ジャーナル』第 13 号、pp.11-18。
- 青木大也（2020）「意匠法改正：保護対象の拡大と関連意匠制度の拡充を中心に」『ジュリスト』第 1541 号、pp. 39-44。
- 青木大也（2020）「意匠法改正をめぐる諸問題（1）」『知的財産法政策学研究』第 55 号、pp. 227-248。
- 麻生典（2019）「意匠法改正と比較法」『日本工業所有権法学会年報』第 43 号、pp. 120-138。
- 一般社団法人 電子情報技術産業協会法務・知的財産運営委員会（2018）「意匠制度の見直しの検討課題に対する意見」
- 梅澤修ほか（2020）「新しい関連意匠制度の概要と実務上の留意事項」『パテント』第 73 巻第 11 号、pp. 46-56。
- 外務省「日 EU 経済連携協定（EPA）」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html, 2021 年 5 月 31 日最終閲覧)
- 経済産業省・特許庁＝産業競争力とデザインを考える研究会（2018）『「デザイン経営」宣言』
- 経済産業省・特許庁＝産業競争力とデザインを考える研究会（2018）「別紙 産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方」
- 公益財団法人日本デザイン振興会「2020 年度 グッドデザイン賞・ロングライフデザイン賞」(<https://www.g-mark.org/activity/2020/longlife.html>, 2021 年 5 月 31 日最終閲覧)
- 寒河江孝允ほか編著「意匠法コンメンタール」（レクシスネクシス・ジャパン、第 2 版、2012）
- 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会（2018）「第 6 回資料 1「意匠制度の見直しの検討課題について」」
- 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会（2019）「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」
- 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会（2019）「第 16 回意匠審査基準ワーキンググループ資料 3「『関連意匠』に係る意匠審査基準の改訂について（案）」」
- 下村圭子（2020）「令和元年の意匠法改正と意匠審査基準の改訂の概要」『A.I.P.P.I.』第 65 巻第 4 号、pp. 310-327。
- 杉本ゆみ子ほか（2018）「関連意匠制度に関する提言」『パテント』第 71 巻第 12 号、pp. 33-39。
- 高田忠（1969）『意匠』有斐閣。
- 高林龍ほか編（2020）『年報知的財産法 2020-2021』日本評論社。
- 田村善之（2010）『知的財産法』第 5 版、有斐閣。
- 特許庁（2015）「特許行政年次報告書 2015 年版」
- 特許庁（2019）「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」報告書（案）に寄せられた意見の概要」
- 特許庁（2019）「16.06 設定登録の特許（登録）料納付書の却下等の取扱い」『方式審査便覧（令和元年 7 月 1 日付）』(<https://warp>。

- da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11336203/www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/hoshiki-shinsa-binran/document/index/16_06.pdf, 2021年5月31日最終閲覧)
- 特許庁(2020)「特許行政年次報告書 2020年版」
- 特許庁(2020)「特許行政年次報告書 2020年版〈統計・資料編〉」
- 特許庁(2021)「意匠審査基準(令和3年3月改訂)」
- 特許庁意匠課(2009)『意匠制度120年の歩み』
- 特許庁審査第一部意匠課(2020)『事例から学ぶ意匠制度活用ガイド』第4版、特許庁。
- 特許庁審査第一部意匠課意匠審査基準室「意匠審査便覧(令和2年3月改訂)」
- 特許庁ウェブサイト「令和元年意匠法改正特設サイト」(https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyoku_kaisei_2019.html, 2021年5月31日最終閲覧)
- 特許庁ウェブサイト「意匠登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用について」(https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/general/otokikan_encho.html, 2021年5月31日最終閲覧)
- 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編(1998)『平成10年改正 工業所有権法の解説』発明協会。
- 特許庁総務部総務課制度改正審議室編(2007)『平成18年意匠法等の一部改正 産業財産権法の解説』発明協会。
- 特許庁総務部総務課制度審議室編(2020)『令和元年特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』発明推進協会。
- 特許庁編(2020)『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説』第21版、発明推進協会。
- 富士通株式会社(2018)「産業構造審議会 知的財産分科会第8回意匠制度小委員会資料2『富士通におけるデザイン』」
- 満田重昭＝松尾和子編(2010)『注解意匠法』青林書院。
- 吉田親司(2020)『外国意匠登録出願の実務』経済産業調査会。
- 汪祁騰(1997)「類似意匠登録制度の研究：その理論と沿革について」『成蹊法学』第44号, pp.149-218。